



(ふくちゃん)

# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会

〒380-8710

長野市立町978-2 労済会館内

TEL026-232-6667 FAX026-232-6672

E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp

http://www.lsc-nagano.or.jp

発行人 中山 千弘

編集人 今井 啓次

第288号2015年1月1日

## 誰もが安心して普通に暮らせる社会実現に向けて活動の強化!!

「連帯・協同・共助でつくる安心・共生の福祉社会」実現を目指します



一般社団法人  
長野県労働者福祉協議会

理事長 中山 千弘

あけましておめでとございます。新春にあたり、皆様在今年一年のご健勝ご活躍を心からご祈念申し上げます。

東日本大震災・長野県北部地震から早くも4年目の冬がやってきました。更に昨年は、2月の豪雪災害に始まり南木曽の土石流災害、御嶽山の噴火災害、神城断層地震災害など長野県下は立て続けの災害に見舞われました。犠牲になられた皆様のご冥福を心よりお祈りすると共に、被災者の生活再建、被災地の復興・再生への道のりがまたまた遠く厳しい中、私たちは、この災害を絶対に風化させてはいけません。再度、勤労者全員で「絆・共助」を意識して、被災地の皆様に寄り添った復興・再生に向け活動を進めていきたいと思います。

さて、労働者を取り巻く経済・労働環境ですが、実質賃金は16ヶ月連続で前年を下回り、低賃金の非正規社員は、今や働く者の4割

という極めて厳しい労働環境が続いています。県労福協が実施した生活困窮者就労支援事業「ながのパーソナル・サポート事業」は、昨年3月末までの3年間通算相談者数が4相談所合計で2,000人以上、通算相談・支援件数は40,000件を越えました。長野県内で働く勤労者が、如何に厳しい状況に追い込まれているかを示す結果となりました。

更に自民党政権は、国民のみに犠牲を強いた4月の消費税3%増税ばかりでなく、唐突な衆議院選挙で勝利した事をよしとして、経済最優先政策のもと、労働法制改悪を矢継ぎ早に実行してくると予想されます。労働者が犠牲になる国づくりは絶対に許せません。こうした厳しい状況に対して労働者福祉協議会は、2012国際協同組合年の理念を引き継ぎ、「生活底上げ・福祉強化活動」を推進していかねければなりません。労福協は「福祉はひとつ」の合言葉を胸に、「絆」作りや地域ネットワーク構築の「サポート役」として、地域に根ざした活動を日々行動してまいります。

一般社団法人として5年目を迎える本年は、厳しい労働・社会環境を踏まえ、中央労福協の2020年ビジョンである「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会の実現」を掲げ、「非正規社員も含め誰もが安心して暮らせる社会」の実現を目指してまいります。「誰もが、あたりまえに働き普通に暮らせる安心社会の実現」こそが、いま、もっとも求められる社会ではないでしょうか。未組織の労働者や高齢者も含め職場から地域から、そして一人ひとりの一歩から、みんなの力で未来に向けた「生活あんしんネットワーク」を実現させようではありませんか。

## 2015年 年頭挨拶

労働者福祉中央協議会

会長 古賀 伸明



新年明けましておめでとうございます。格差と貧困が進む中、一部の層だけが富を享受し、社会の分断を推し進めるのか、それとも、社会の裾野に光を当てて包摂的な成長をめざすのか。私たちは大きな岐路に立っています。経済的効率の追求だけでなく、社会性や人と人との絆、協同の仕組みが組み込まれた公正な社会づくりは世界共通の課題です。こうした潮流を見据えて運動を進めていきたいと思います。

中央労福協は、今年の4月からスタートする生活困窮者自立支援制度をより良いものにするなど地域・現場での問題解決と、貧困・格差の解消や「奨学金」問題など政策・制度改善、社会運動の両面から取り組んでいきます。労働者自主福祉事業の基盤強化についても着実に前進させていくことが必要です。「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、労働者自主福祉運動と労働運動との連携を強固なものにし、職場に、地域に、共助の輪を広げていきたいと思います！

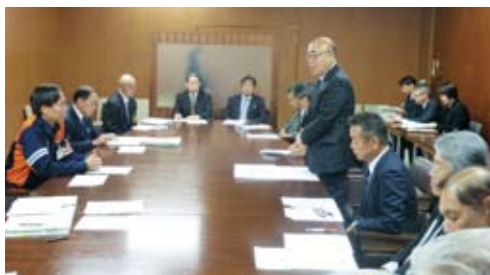
# 労働者福祉の向上と県民が幸せを実感できる長野県政を目指して!

## ～2014年度県労福協県政要請～

### 阿部知事との交渉

11月25日(火) 14時00分より、2014年度県政要請(知事懇談・部局折衝)を行いました。

まず、中山理事長が「現在の県北部震災の対応について敬意を表します。また、本年の県内の幾つかの災害における、県の適切な対応に感謝申し上げます。アベノミクスの経済効果は、まだ地方には届いておらず、労働者の生活実態は厳しいものがある。本日は、労働者福祉の観点から要請をさせていただくので対応をお願いしたい」と挨拶した。続いて阿部知事は「労福協におかれましては、労働環境の改善、暮らしの安心・安全の確保など、様々な観点でご支



県政要請で挨拶をする中山理事長

援(尽力)いただいております。震災の状況は大変厳しいものがあるが、住宅の問題を中心に現在取組みを強化している。県としては、経済・雇用・子育て支援等の対策をしっかりと進め、県内の全ての人々が働きやすい環境整備を目指して取組んで行く。今後とも労福協の皆様には、いろいろな形でご協力・ご支援をお願いしたい」と述べられました。



要請書を阿部知事に手渡す中山理事長

続いて今井専務理事より、概要説明がなされ意見交換を行いました。

#### 1. 【生活困窮者自立支援制度の構築に向けて、次年度の方針を明らかに】

知事より、「PS事業については、労福協に制度創設時の難しい時期を担っていただき大変感謝している。来年4月から生活困窮者自立支援法が施行されることになっており、県としても当初の志を忘れることなく、3年間のモデル事業の成果を次に活かしていく。基本的に要請いただいた方向性は県も同じ思いである。任意事業については、まず県が先導的に取組み、全県的に一定のサービスが提供できるよう、各市と連携し、市の積極的な取組みを促進してまいりたい」との回答があった。

#### 部局折衝のヒアリング

同日14時35分より、要請の具体的項目について、部局折衝を行いました。まず濱村労働雇用課長より挨拶があり、労福協は奥原副理事長が挨拶を行いました。

要請項目ごとに県からの回答が示され、それぞれ意見交換を行いました。以下、要請内容と主な回答の抜粋を掲載します。

#### 1. 【生活困窮者自立支援制度の構築に向けて】

地域福祉課は、「これまでのモデル事業では、6カ所のセンターで相談に応じているが、来年度は19市と木曾センターの20カ所となる。労福協に実践していた、いた先進的な取組みで得られた経験や、事業連絡会などを最大限活用し、各市と連携し県下全域でのサービス水準の維持・向上に努める」と回答。労福協からは、「県としての取組みの継続とリーダースhipの発揮を再度要請した。」

#### 2. 【特殊詐欺の対応について、地域での高齢者の見守りや啓蒙活動の推進と、消費者被害防止対策推進会議の機能強化を】

消費生活室は、「高齢者の特殊詐欺・消費者被害の未然防止のためには、地域全体・社会全体での支え合い、声かけや見守りの強化が必要であり、高齢者見守りネットワークを全市町村に構築し対応して行く。また、対策推進会議の参加団体の増加や、実効性を高める努力を行う」と回答。

#### 3. 【多重債務対策について、貸金業者の脱法行為の取締り強化と相談窓口の時間延長や休日相談の実施を】

消費生活室は、「長野県多重債務対策協議会の対応を継続し、新たに浮上してきた『偽装質屋』や『学生時代の奨学金問題』について取組んでいく。相談窓口の時間延長及び休日相談については、長野県弁護士会・司法書士会の意見を聞きながら検討していく」と回答。

#### 4. 【雇用対策・人口定着化対策・子育て支援対策について】

労働雇用課は、「労働者保護を後退させないよう、審議会等の検討を踏まえ、必要に応じて国に対して働きかけを行う。また、子育て支援については、地域における保育事業の充実により仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てが出来る環境整備を行う」と回答。

#### 5. 【くらしの安全と安心の確保、消費者行政の充実強化について】

食品・生活衛生課は、「毎年、長野県食品衛生監視指導計画を定め、効果的かつ効率的な検査や監視並びにリスクコミュニケーション事業を行っている。計画の策定にあたっては、前年度の実施結果、食中毒の発生动向や新たな食品の安全性に関する課題等を考慮している。今後も、食品の安全性確保やリスクコミュニケーションに関する様々な課題に対応できるように、必要な確保に努めていく」と回答。

#### 6. 【高齢者向け総合サービスについて、地域包括ケアシステムの確実な実現に向けて】

介護支援課は、「現在、第6期長野県高齢者プランの策定作業を進めている。医療と介護の連携、介護サービス・介護予防サービス・生活支援サービスの充実、住まいのそれぞれの視点で取組を進め、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年に向けて地域包括ケア体制を構築していく」と回答。



部局折衝で挨拶をする奥原副理事長

# これからの労働者福祉のあり方を考える とともに運動する主体へ

## 県労福協第22回労働者福祉学校開かれる！



第22回労働者福祉学校の様子

合と事業福祉団体との関係が、業者とお客様との関係から脱却して『ともに運動する主体へ』と発展していかなければならないと思います。そういう意味で本日の労働者福祉学校は、『自分たちはこれから何をしたらよいか、何をすればよいか』等ご議論を頂き、これからの活動に生かしていただきたい」との挨拶がありました。



講演を行う酒井英之氏  
(V字経営研究所)

午前の部は、昨年に引き続き外部講師として、(株)V字経営研究所代表取締役

11月13日(木)長野市ホテル犀北館において「これからの労働者福祉の在り方を考える」をテーマに第二十二回労働者福祉学校が開かれました。労働団体・事業福祉団体・NPOなど関係団体から約100名の参加者で行われました。

冒頭主催者を代表して中山理事長から、「2012年の国際労働組合年の成果をどう引き継ぎ、継続的に協同連携に取り組んでいくかという観点で議論を行なっています。今後、福祉活動のより広範な勤労者の生活を応援するため、現行の取り組みをベースに、さらにこの輪を大きくしていくことにより、労働者自主福祉運動の向上をはかつていく必要があります。そして、とかく近年いわれている労働組

る。③労福協の情報の発信を大事にしなければならぬ。などを提言され、経験を活かした講演を受けました。

午後は労働団体を代表して「JAMタカノ労働組合の取組について」書記の小松香絵さんから、並びに事業団体を代表して長野労金「なでしこプロジェクト」の取組について、経営企画部の小林佳代さんからそれぞれ活動報告をいただきました。小松さんからは組合員のライフワークに対応し「お役にたてることはありますか」運動をモットーに、日常の世話役活動を展開されていること。小林さんからは労金の女性職員自らが商品開発に携わることで、女性が主体的かつ自信をもって仕事に取り組める労金にしたい、という思いを大切に「chouchou」の商品開発を行ってきた。経過の中では、労働組合の書記さんにも参画いただき取り組んできたことは大きな成果である。と具体的な報告がありました。そして、その後の分散会開催を

の労働者福祉の思いを絡ませ、意見交換が行われました。



活発な議論が繰り広げられた分散会

分散会は5つのグループに分かれて、活発な議論が繰り広げられました。分散会で出された主な意見は次の通りです。

・労働組合に入っていない人たちがサポートしていかなくてはならないということ  
・労福協が受け皿になっている。  
・暮らしサポートセンターを利用している地域の互助会や共済会などと連携を取りながら、少しでも支援していこうという取り組みが始まってきている。

・未組織の方こそ、なにも自分の保障をしていないのではないかと。万が一何かあった場合仕事ができなくなってしまう。そういうことを説得し納得してもらい利用してもらおう。そういった道筋を作っていくことも必要である。

・ワンストップサービスとして、効率的に事業団体の合体した集会を開催していくことも必要ではないか。

最後に根橋連携・協同委員会委員長の「明日からの実践をめざし頑張りましょう」との閉会挨拶で終了しました。



パネルディスカッションの様子

意識し、パネルディスカッションを行いました。コーディネータを酒井講師に、根橋連携・協同検討委員会委員長に参加を頂き、小松さん、小林さん

# 第44回 長野県消費者大会・消費者問題シンポジウムin長野 が開催されました。

11月22日(土) 県労福協が加盟する長野県消費者団体連絡協議会(県消団連)主催の「第44回長野県消費者大会」が、長野県バスターミナル会館・国際ホール(長野市)にて開催され、「生活の安全と安心をめざして」をテーマに、県下各地より120人が参加しました。



第44回長野県消費者大会の様子

冒頭、才川理恵副会長(コープながの)より開会の挨拶、鶴飼照喜会長より主催者挨拶の後、来賓の内閣府消費者委員会の河上正二委員長と長野県に加藤さゆり副知事よりご挨拶をいただきました。



岡谷市連合婦人会の報告

県消団連の牛澤高志事務局長(県生協連専務理事・県労福協理事)が県消団連の取り組み報告の後、消費者庁食品表示企画課の船田修平課長補佐より「新しい食品表示基準を考える」と題して講演いただきました。講演では食品表示法の概要、現在策定中の新しい食品表示基準(案)の策定方針、今後のスケジュール、現行制度からの主な変更点などについて詳しくご説明いただきました。



報告するコープながの 縣美智子さん

市連合婦人会の高見澤恒子会長が「市内の緑のカーテン調査やあいさつ運動」などの取り組みについて、コープながのの縣美智子全体区理事が「コープながのの食育活動」について報告いた



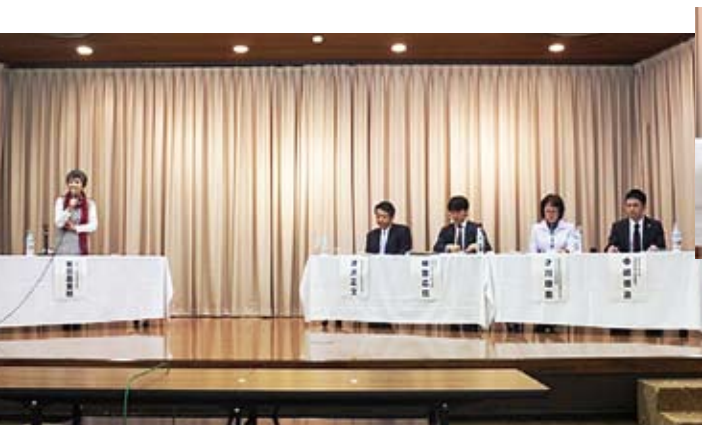
消費者問題シンポジウムの様子

だき、最後に、徳武淳副会長(連合長野)が閉会の挨拶を行いました。

午後、内閣府消費者委員会と県消団連共催の「消費者問題シンポジウムin長野」が「消費者被害をなくすために」をテーマに開催され、鶴飼会長が開会挨拶を行い、河上正二委員長が基調講演「消費者委員会の活動と消費者被害について」を行い、逢沢正文県消費生活室



講演する河上正二消費者委員長



シンポジウムのパネルディスカッション



発言する才川理恵副会長

長(コープながの)の全体区理事、長野県弁護士会の中嶋慎治消費者問題対策委員長、コープネイターは消費者委員会の岩田喜美枝委員が務めました。

県民文化部の逢沢室長、消費者庁消費者教育・地方協力課の植田広信課長、長野県消費者団体連絡協議会の才川理恵副会長(コープながの)の全体区理事、長野県弁護士会の中嶋慎治消費者問題対策委員長、コープネイターは消費者委員会の岩田喜美枝委員が務めました。

労働者福祉東部ブロック協議会

(1都10県・茨城・千葉・埼玉・栃木・群馬・新潟・山梨・神奈川・静岡・長野)

第49回定期総会開催される

～黒河 悟会長(千葉県労福協)・小松 清事務局長(栃木県労福協)選出～

12月4日(木) 群馬県メトロポリタン高崎において第49回定期総会が行われました。

あいさつに立った遠藤会長は「連帯・協同でつくる安心・共生の社会づくりに向けて格差解消など様々な課題に取り組んできた。現在全国キャンペーンとして取り組んでいる生活底上げ・福祉強化キャンペーンは各地方は創意工夫し、独自色をもって取り組み中である。また、今年(2020年)ビジョンの中間年にあたる年である。労福協の運動は地味で目立たない運動だが国、地方行政にはそれなりに頼りにされてきたと思う。安倍政権が行っている

経済政策では格差が拡大していくことは明白である。実際この間をみると非正規で働く人が120万人増大し、正規で働く人が20万



第49回定期総会の様子

人減少した。労福協の活動は増々重要になってくると思うので自信をもって前進して行こう」と述べました。

続いて群馬県産業経済部・須藤副部長、中央労福協・山本副会長、中央労働金庫・松迫副理事長、全労済東日本事業本部・石山事業本部長の皆様から来賓あいさつを頂

き議事に入りました。

大森事務局長から2014年の活動報告並びに2015年活動方針について提案がされました。要旨は、東部ブロックは、中央労福協が掲げる共同事業の基盤強化

や共助拡大運動への「地域での拠点づくりモデル事業や」、制度化された「生活困窮者自立支援事業」にもしっかりと対峙し、共有した「2020年ビジョン」の折り返し

点に立っていることを十分に踏まえ、「連帯・共同でつくる安心・共生の社会」の宣言のもとブロック労福協の中核との自負を

持ち、固い絆と信頼関係の構築により課題や運動のあるべき姿を見据え活力ある福祉社会の前進のため一歩を踏み出す。と総論提案をしました。その後方針案を全体で確認し閉会しました。

今総会では役員交代がおこなわれ次の新役員が選出されました。

- 会長 黒河 悟(千葉県労福協)
- 副会長 吉岡秀樹(静岡県労福協)
- 事務局長 小松 清(栃木県労福協)
- 事務局長 山田太郎(新潟県労福協)

協同組合の社会的価値を高め、利用促進をはかるうをスローガンに!

中央労福協第6回加盟団体代表者会議開催

11月28日(金) 東京ホテルラングウツドにおいて、中間年にあたる第6回加盟団体代表者会議が労働団体、事業団体、地方労福協の各代表者が参加し開催されました。

はじめに古賀伸明会長は、「現在の日本の政策動向をみると、富める者、強い者たちを優遇する政策に後退しようとしている。ただ一方では、生活困窮者支援や地域再生などの地道な活動は地域で根を張り、芽を出すのを待っている。新しい

胎動は、確実に地域の中に生まれつつあることを信じていたいと思います。二年サイクルの運動の中間年にあたり、活動方針の中間総括と補強などについて議論いただき、これから来年度の活動につなげて頂きたい」とあいさつされました。

続いて大塚事務局長より2014年度活動報告並びに中間総括と課題・補強(案)が提案されました。

質疑・討論では、栃木県労福協と大阪労福協から「労働組合への福祉運動の強化

について要請してきた具体的な活動報告がされました。また全労金労組から、労金・全労済労組が行ってきた「労働者福祉シンポジウム」について、継続の必要性について報告提起があり、全体で確認されました。

いずれにしても、今日、労働運動、労働者自主福祉運動に求められている役割と責任はますます高まっています。「連帯と協同でつくる安心・共生の福祉社会」の実現

に向かって力強い第一歩を踏み出すことを全体で確認し合いました。



第6回加盟団体代表者会議の様子

# くらし・なんでも相談

シリーズ No.54

## 「新春拡大版」



松本 陽 司法書士

### 《相続特集》



**【事例①】**  
平成27年1月から相続税が増税されるという話を聞きました。父が亡くなった場合に相続税がかかるどうか心配です。

**【回答】**  
まず、前提としてお伝えしなければならぬのが、税金に関する具体的なご相談については税理士法という法律によって税理士以外を行うことができません。よって下記の回答は一般的なものとさせていただきますのでご了承ください。具体的な事案については税理士又は税務署で確認されることを強くお勧めします。

相続税法は平成27年1月1日より改正となり、その内容は大きく変わる点となります。一番の変更点は基礎控除の引き下げといわれています。

相続税は一定以上の財産がある場合に課税される税金ですので、すべての方に課税されるものではありません。そして前述の基礎控除は亡くなった方

の財産から無条件でマイナス算定してくれる金額のことを指します。

たとえば、現在の相続税は基礎控除が5,000万円、相続人一人あたりの基礎控除が1,000万円とされています。相続人が3人の場合は5,000万円+3,000万円=8,000万円は無条件で財産から控除してくれるのです。よって、プラスの財産が8,000万円以上なければ相続税は掛からないこととなります。

しかし、平成27年1月1日からは、この基礎控除が3,000万円に、さらに相続人一人あたりの基礎控除も600万円に引き下げられます。前述の場合ですと、4,800万円以上の財産があれば相続税が課税されることとなります。

よって、相続税が課税される対象の財産が増えることになるのです。

相続税対策には様々なものがあります。アパートの建築については、賃貸不動産に資産を変えることで、不動産の評価を自分で利用されているより減額してくれるため、財産の圧縮に

なります。また、生前に相続人に対し、不動産等を贈与する方法も用いられております。ただし、安易な方法は避け、先を見据えながら税理士や司法書士などに相談をしながら手続きを進めるべきであると考えます。

相続税対策は確かに重要ではありませんが、「争族」を防ぐ争族対策の方がもっと重要であると考えますので、まずは円満な家庭となるようコミュニケーションを増やしてみたいかがでしょうか。

**【事例②】**  
遺言書を書いた方がよいといわれましたが、どのように書くべきか、また効力がどうなるのかわかりません。

**【回答】**  
遺言書は方式が民法という法律で定められており、その方式に従った方法で作成する必要があります。

主に利用されるのが「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」です。

自筆証書遺言は、読んで字のごとく、遺言を書かれる方が自ら全文を自署される必要があります。また、日付の特定など民法に従った内容で記載する必要がありますが、仮に法律に反する方式で書いた場合に遺言が無効となる可能性もあります。また、遺言書の存在を知った相続人が隠してしまった場合は、その遺言書が開封されることがな

くなってしまいうこともあり得ます。

公正証書遺言は、公証役場というところで公証人に作成してもらった遺言書です。作成費用や遺言書作成の際に証人2名(第三者)が必要ですが、公証役場には謄本が保管されるため、遺言書がなくなってしまうという心配はいりません。よって、遺言書により自身の意思を次世代に伝えたい場合は公正証書をお勧めいたします。

また遺言書に書いたものは何でも効力を持つというわけではありません。法律で定められた事項につき効力を有するとされています。代表的なものとしては、遺言書により特定の者に対して財産を相続、遺贈(遺言による贈与)を行うことができます。たとえば相続人に対しメッセージなどを残される場合は「付言」(ふげん)という形で、遺言書の最後に記載される方が多いようです。

では、遺言書に書いた内容はどのように実現されるのかといいますと、遺言執行者(いごんしつこうしゃ)が手続きを行うことが一般的です。遺言書を書いた方は亡くなられていないので、遺言執行者が内容を実現します。遺言執行者は相続人全員の代理人と規定されており、中立・公平に手続きを行わなければなりません。また、遺言書が無効であると相続人が争った場合には遺言執行者が被告にならなければなりません。高度な倫理観と法律知識を必要とします。遺言書作成の際に、遺言執行者を弁護士や司法書士に指定されることをお勧めいたします。

【事例③】

父から相続した土地に大正時代の  
抵当権が設定されていました。当  
時、1000円を借りたということな  
のですが、抵当権者の方の名前も全  
く誰だかわかりません。この土地を  
売りたいのですが、不動産業者に抵  
当権を消さないで売ることができな  
いといわれました。どうすればよい  
ですか？

【回答】

このような古い眠っている抵当権を  
「休眠担保権」（きゆうみんたんぼけ  
ん）といいます。長野県はわりと休眠  
担保権が設定されていることが多く、  
そのほとんどがすでに権利消滅をして  
いる抵当権です。

このような抵当権が設定されたまま  
であると、第三者への売買は難しくな  
るほか、開発行為にも支障をきたすた  
め、何十年も経ってから抹消登記を行  
うことになるのが多いです。

ただし、当時の貸主・借主はすでに  
亡くなっていることが多く、借りたお  
金を返したかどうかともわかりません。  
相続された方が困ってしまうケースが  
散見されます。

このような休眠担保権の抹消登記手  
続きはいくつかあり、代表的な方法と  
して供託という方法があります。供託  
ができる場合は不動産登記法に定めら  
れており、実務でも多く利用されてお  
ります。一番簡便な方法ではあるもの

の、場合によっては供託手続きが利用  
できない場合もあります。そのような  
場合は貸主である抵当権者の相続人を  
全員調査し、相続人全員を相手に抵当  
権抹消登記請求訴訟を提起すること  
になります。

当然、貸したお金は時効により消滅  
していることがほとんどですので、裁  
判に勝つことは容易ですが、時間と  
手間がかかってしまいます。このよう  
な場合は弁護士か認定司法書士にご  
相談ください。（認定司法書士とは  
140万円以下の民事事件について、  
当事者の代理人となり法律事務を行う  
ことができる司法書士のことです）  
子供や孫の世代にまで残さないよ  
う、抵当権抹消登記は都度、行ってい  
くことが必要です。



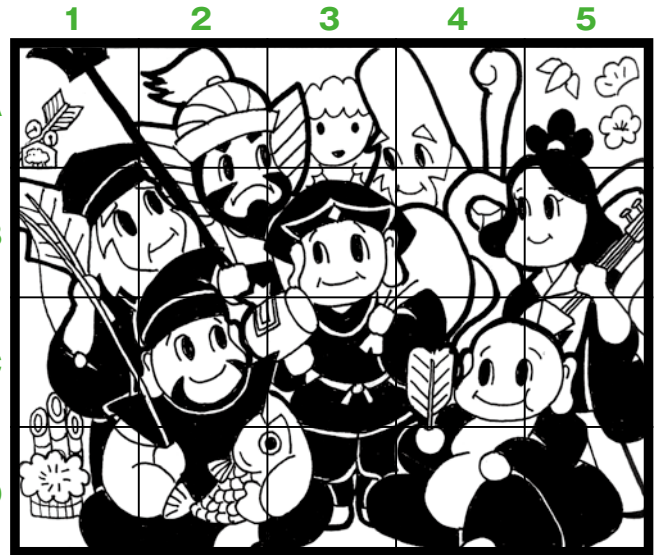
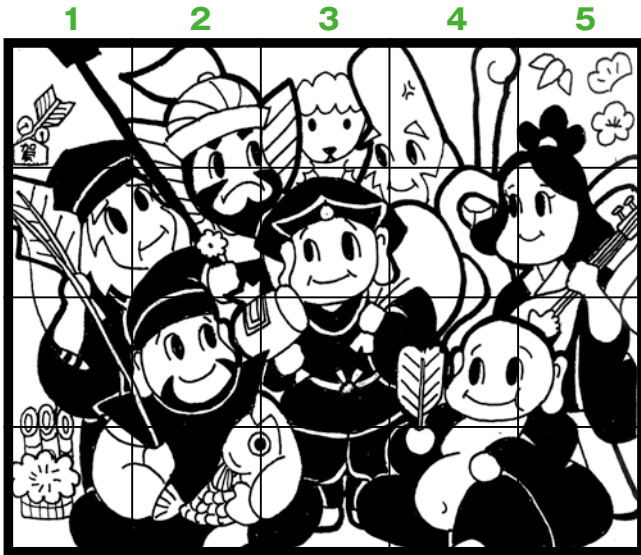
毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定  
社会保険労務士など専門家相談員による相談  
0120-39-6029  
くらし・なんでも相談  
ほっとダイヤル

くらし・なんでも相談  
**ほっとダイヤル** 無料  
さんきゅーろーふく  
(フリーダイヤル0120-39-6029)  
**10周年を振り返って!**  
県労福協が毎月第2土曜日に実施している「ほっとダイヤル」は、2014年12月13日(土)で10周年目を迎えました。本事業は、県労福協の新しい活動分野の一つとして検討されていた「福祉相談ダイヤル」事業として、2004年12月11日(土)にスタートしました。当時は、多重債務・架空請求・訪問販売・交通事故・相続・不動産トラブル・年金・雇用・介護などの悩み事について、気軽に専門家に相談できる状況になく、勤労者のくらしにまつわる様々な相談に、無料で弁護士・司法書士・社会保険労務士などが答える形で体制を整えました。  
10年間の相談件数は合計2,201件(1回の相談会平均18件)で、主な相談内容は、①相続問題 387件、②離婚問題 288件、③契約関係 219件、④労働問題 168件、⑤多重債務 132件、⑥家族問題 78件、⑦不動産関連 66件の順となっています。  
この間、様々な相談に真摯に丁寧に対応いただきました専門家の皆様、また、ご協力いただきました構成団体の担当者の皆様に心より感謝申し上げます。  
今後も、勤労者の方々が「ほっとダイヤル」を活用し、少しでも安心して生活がおくれるようこの事業を継続して行きます。  
—あなたに合った解決方法がきっと見つかる! まずは勇気を出してダイヤルを!—

ご家族で楽しむ

16のまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を16探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
- ★その2 FAX番号 026(232)6672
- ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
- クイズの答え(16箇所)
- 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言
- 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先
- 正解者の中から抽選で1名の方に図書カード(五,〇〇〇円分)、10名の方に図書カード(一,〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り1月31日



プレゼントの応募方法



前回の正解は

当選者5名(敬称略)

青木由紀子(中野市)  
 烟 哲夫(長野市)  
 浅井 幸(坂城町)  
 尾前 功子(松本市)  
 小野 友美(阿智村)

絆 きずな

今年には戦後70年を迎える節目の年でもあります。明治の45年と、大正から昭和の20年まで35年の時代と、戦後70年を対比すると戦争のない時代を過ごすことができた。そして、平和な生活ができたことに改めて感謝をするとともに、未来の平和を創造するものです。

昨年突然の衆議院解散総選挙が年末に行われ、選挙の争点は、消費税の10パーセントの引き上げを2017年の4月に先送りすることだと、総理は説明する。このことに疑義を唱えれば争点は総理が決めるものという。客観的に見れば、首相の政治運営で大きな政策課題は、特定秘密保護法の制定、集団的自衛権の閣議決定、エネルギー政策などがあげられる。戦後最低の投票率で、有権者を投票所へ向かわせず与党圧勝とマスコミ誘導。選挙後の政策実行は、選挙で信任を得たと主張し、憲法改正、集団的自衛権の法的整備と、選挙では語らない政策を着実に実行する。そして、労働者の保護法は勝手に改悪に向けて実行する。格差拡大あたり前。これも選挙で信任を得たから何が悪い。「この道しかない」ということは、このことかと考えても遅い。

これからが日本の民主主義が試される。民主主義と、底辺に光を灯す絆の政治勢力拡大を目指して。

